

## 保険医療機関・薬局を受診される皆様へ

令和6年 12 月 2 日をもって現行の健康保険証が新たに発行されなくなり、マイナンバーカードの健康保険証利用を基本とする仕組みに移行しております。

マイナ保険証（健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）をご利用いただくことで、診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるようになるなどメリットもございますので、是非ご利用いただきますようお願いいたします。

なお、有効な従来の健康保険証については、最長1年間ご利用いただくことが可能です。マイナ保険証に切り替えがお済みでない方においても、お手元の健康保険証の有効期限が切れる前に申請不要で届けられる資格確認書をご利用いただくことで、これまでどおりに保険診療を受けることが可能です。

また、マイナンバーカードの IC チップには、医療情報などのプライバシー性の高い個人情報が入っていませんので、持ち歩いても大丈夫なものです。

是非、日頃から持ち歩いて、マイナ保険証としてご利用ください。

○厚生労働省 HP（マイナ保険証） URL

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)



厚生労働省九州厚生局  
沖縄県医師会  
沖縄県歯科医師会  
沖縄県薬剤師会